資料１

松伏町教育大綱の改正について

（１）現在の教育大綱の期間

松伏町教育大綱が対象とする計画期間は、総合振興計画との整合性を図るため、総合振興計画前期基本計画の終了までの４年間（平成２７年度から平成３０年度まで）としています。

このため、平成３１年度に向けて教育大綱の改正を検討していきます。

総合振興計画と教育大綱の計画期間

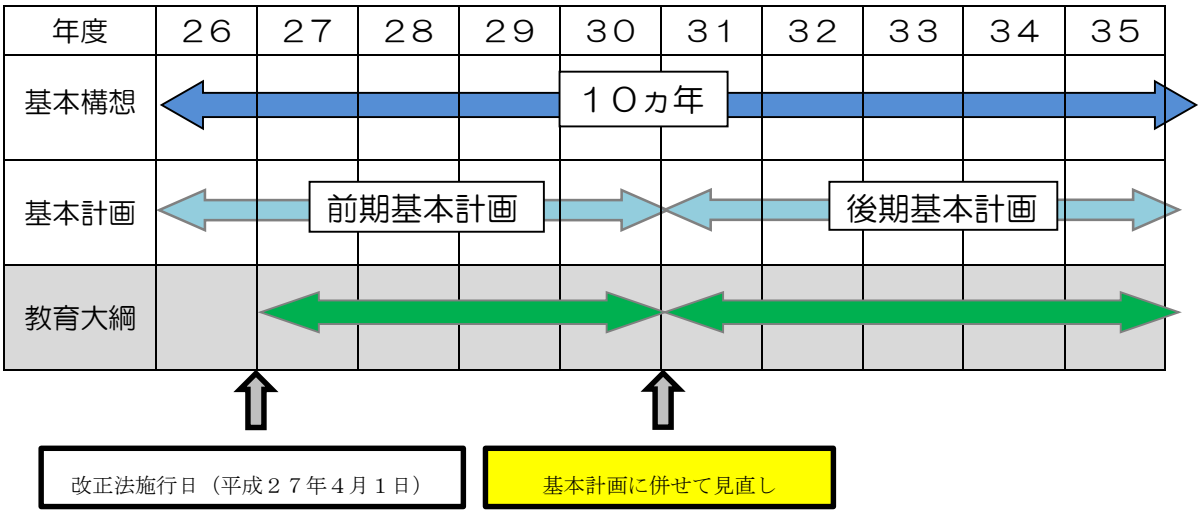

（２）大綱策定時の考え方

松伏町では、松伏町第５次総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の教育に関する施策項目に基づき、様々な教育行政を推進しています。

また、松伏町教育委員会では、総合振興計画における町の将来像「笑顔が未来に広がる緑あふれるみんなのまち！」の実現に向け、総合振興計画に掲げられた課題の解決や指標を達成するため、松伏町教育行政重点施策を策定しています。

総合振興計画の教育に関する施策項目の推進方針をより具体的に示した松伏町教育行政重点施策が法の求める大綱の趣旨に最も合致していると考えられることから、これをもって松伏町教育大綱とすることとしました。

（３）要改正事項

①　後期基本計画とのすり合わせ

②　赤岩公民館から多世代交流学習館に

→大綱に多世代交流学習館について明記することで、その社会教育施設としての位置づけを明らかに

（４）今後のスケジュール

総合振興計画後期計画の策定方針とすり合わせ、今年度中に改正案を作成し、次回以降の総合教育会議の議案とします。（平成３１年３月頃まで）